

第3回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(仮称) 子ども条例検討部会

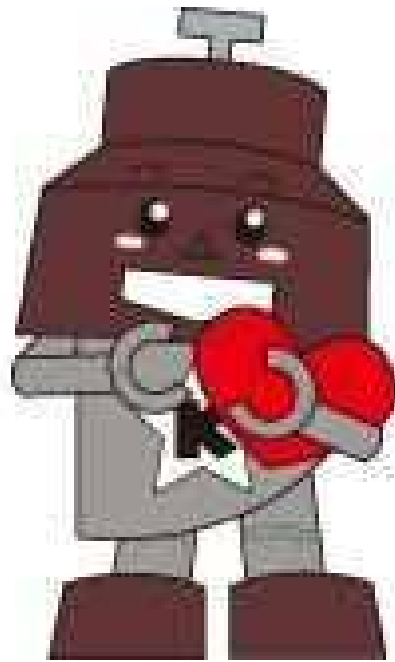
資料 2

(仮称) 川口市子ども条例の条文について

(仮称) 川口市子ども条例 (案)

逐条解説資料

【試案】(第2版)



令和4年 月

川口市

1 制定の背景

本市では、現在、「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さらなる「本当に住みやすいまち、子育てしやすいまち」となるよう、子育て支援をはじめとする児童福祉行政に取り組んでいます。

その一方で、近年は児童虐待の増加や子どもの貧困などが課題となっており、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響も受け、子どもをめぐる課題は深刻さを増しています。加えて、ヤングケアラーや医療的ケア児に対する支援など、新たな課題にも対応する必要があります。

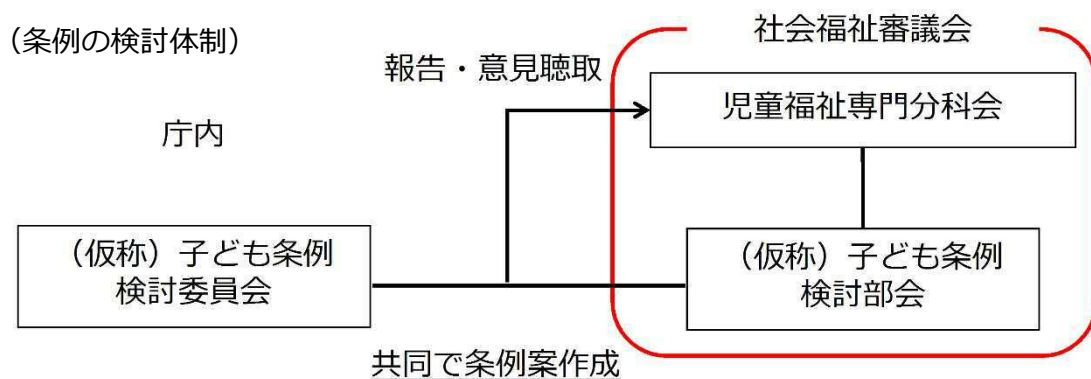
私たちは、未来を担う子どもたちに、豊かな感受性を育み、夢や希望を持ち、自分らしく成長してもらうこと、そして、自分に自信を持ち、困難な社会を主体的に生きる力を身に付けてもらうことができる環境をつくらなければなりません。そのためには、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、第一に子どもの最善の利益を考慮し、保護者や施策の実施に携わる人と共に、子どもから意見を聞き、それを受け止めた上で子どもに関係する施策を推進していくことが大切であると考えます。

こうした認識のもと、誰一人取り残さず、すべての子どもが健やかに成長することができるまちの実現を目指すため、(仮称)川口市子ども条例を制定するものです。

2 条例の策定までの経緯

(仮称)川口市子ども条例を策定するにあたり、庁内に「(仮称)川口市子ども条例検討委員会」を設置し、市長部局と教育委員会とが連携して議論を進めたほか、有識者で構成される「川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「(仮称)子ども条例検討部会」において、事務局にて作成した条例原案に関する審議を行い、専門的観点からのご意見をいただきました。

併せて、市内の学校に通う小学5年生、中学2年生、川口市立高等学校の2年生を対象としたアンケート調査を実施しました。



アンケート調査結果の概要を掲載予定

3 条例（案）の内容について

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関する基本理念を定め、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等及び事業者の責務及び役割を明らかにし、子ども・子育て支援を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現に資することを目的とする。

【説明】

- ・この条例を定める目的が、「すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現」であるということを規定しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする18歳未満の者をいう。
- （2）保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- （3）市民 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動する個人若しくは団体をいう。
- （4）育ち学ぶ施設等 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通い、又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けるための施設等をいう。
- （5）事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次条に定める基本理念の実現を図るため、又は第3章に定める施策の実施のために必要であると認められる場合には、子どもの範囲を別に定めることができるものとする。

【説明】

- ・「子ども」及び「保護者」は、児童福祉法で定められている定義に合わせて定めています。また、市が定める条例となるため、市に関係する人に限定しています。

- ・「市民」は、大人を含めた市民だけでなく、法人等を含めるものとして定めています。
- ・「育ち学ぶ施設等」には、保育所や学校のほか、児童館・児童センター、放課後児童クラブ、地域で子どもの育ちを応援する団体など、子どもに関わる施設等を広く含みます。
- ・「事業者」は、子どもに関わる者だけでなく、市内で事業活動を行うすべての企業や団体を指します。
- ・第2項では、個々の子どもの状況に応じて必要な場合には、18歳を過ぎた後にも必要な支援を行うことを定めています。

(基本理念)

第3条 市における子ども・子育て支援に関する基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の精神にのっとり、子どもが安全にかつ安心して成長できるようにすること
 - (2) 子どもが健やかに成長できるよう、子どもの成長の段階に応じた必要な支援と環境づくりを行うこと
 - (3) 一人ひとりの子どもが、自分らしくその能力と可能性を伸ばすことができるようにすること
- 2 前項の基本理念は、障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての子どもに適用されるものとする。

【説明】

- ・第1項第1号では、「児童の権利に関する条約」の精神に従い、子どもの権利を守ると共に、子どもの権利の侵害があった場合の救済を行うことにより、子どもが安全にかつ安心して成長できるまちを目指すことを規定しています。
- ・第2号では、子どもの妊娠期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期など、成長の段階に応じた必要な支援や、子どもの居場所などの環境づくりを行うことにより、子どもが健やかに成長できるまちを目指すことを規定しています。
- ・第3号では、家庭環境や経済的な事情などにとらわれず、一人ひとりの子どもが自分らしくその能力と可能性を伸ばすことができるまちを目指すことを規定しています。
- ・第2項では、障害の有無、性別、国籍、経済状況、家庭のかたち、性的指向及び性自認等にかかわらず、すべての子どもに対してこの条例の理念が適用されることを明示しています。

コラム 子どもの権利とは

子どもの権利とは、児童の権利条約によると、大きく分けて次の4つがあると言われています。

①生きる権利

すべての子どもには、安全な環境のもとで、安心して生きる権利があります。

②育つ権利

すべての子どもには、自分の考えを持ち、教育、スポーツ、遊びなどの活動を通じて自分らしく育つ権利があります。

③守られる権利

すべての子どもには、あらゆる差別、虐待、暴力、搾取、有害な労働などから守られる権利があります。

④参加する権利

すべての子どもには、成長の段階に応じ、自分の意見を表明することなどを通じて、自分に関係する施策の決定などに参加する権利があります。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、保護者とともに子どもを心身ともに健やかに育てる責任を負うことを自覚し、子ども・子育て支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等の関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、有効な支援を行うものとする。

3 市は、子ども・子育て支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置、人材確保のための措置を講ずるよう努めるものとする。

【説明】

- ・市の子ども・子育て支援について果たさなければならない事項を規定しています。なお、「市」とは、市長部局だけではなく、教育委員会を含めた市役所の全ての部署を指します。
- ・第1項では、市が保護者とともに子ども・子育てに関する重要な責任を負うことを自覚し、子ども・子育て支援の司令塔となることを規定しています。
- ・第2項では、市が子ども・子育て支援に関わる人同士が連携してそれぞれの役割を果たし、効果的な支援を行うことができるよう、関係者同士の調整などを行うことを規定しています。
- ・第3項では、市が子ども・子育て支援に必要な予算や人材をできる限り確保することを規定しています。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育てることについて第一義的責任を負うこと、及び、困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが大切ということを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えとともに、子どもが社会で生活する能力を身に付けることができるよう努めるものとする。

【説明】

- ・保護者が子育てについて最も重要な役割を担う存在であり、子どもにとって良い家庭環境を作り出し、子どもの健やかな成長を支える役割を持つことを規定しています。
- ・併せて、子育てで困った時に周囲に協力を求めることができることを明示しています。

(市民の役割)

第6条 市民は、子ども・子育て支援の重要性について関心及び理解を深め、地域社会の一員として子どもと保護者を見守るとともに、子ども・子育て支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

【説明】

- ・市民には、市や育ち学ぶ施設等が行う子ども・子育てに関する取り組みへの参画や子どもたちの見守り活動などを通じて、子ども・子育て支援に協力する役割がある旨を規定しています。

(育ち学ぶ施設等の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設等の関係者は、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学ぶこと並びに育つこと及び能力や可能性を最大限に伸ばすことができるような支援を行うよう努めるものとする。

【説明】

- ・育ち学ぶ施設等の関係者には、一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもを第一に考えた支援を行う役割がある旨を規定しています。
- ・育ち学ぶ施設等の関係者が行う「支援」には、子どもへの支援だけでなく、子育てを担う保護者に対する支援も含まれます。
- ・なお、育ち学ぶ施設等の関係者には、施設等の設置者や職員だけでなく、清掃や調理等のために出入りする委託業者の職員など、施設等の運営に関係する人を広く含みます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、雇用する従業員が当該従業員の子どもと過ごす時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

【説明】

- ・事業者には、ワークライフバランスに配慮し、休暇取得の促進や残業の削減等を進めることなどを通じて、従業員が仕事と子育てを両立できる雇用環境づくりを行う役割がある旨を規定しています。

第3章 施策の実施

(切れ目のない子育て支援)

第9条 市は、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた切れ目のない支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもとその家族への支援の充実を図るため、子ども・子育てについて相談できる総合的な体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・子どもを安心して産み育てられるようにするためには、妊娠期や出産及びその後の子どもの成長段階や状況に応じた必要な支援を行い、子育てへの不安を軽減し、子育てを楽しめる環境を作ることが大切です。
- ・この条では、乳児を育てるすべての家庭への訪問や、子育てや母子保健に関する相談を広く受ける窓口の設置などを通じ、切れ目のない子育て支援に取り組むことを規定しています。

(子どもの育ちへの支援)

第10条 市は、子どもが安心して過ごし健やかに成長できる環境づくりのために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもからの困りごと等の相談を受ける体制を充実させるために必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、子どもが犯罪、交通事故及び有害環境による被害から守られ、安全に成長できる環境づくりを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・子ども・子育て支援には、保護者など子どもを「育てる」人を支援することに加え、子どもが「自ら育つ」ことができる環境を作ることが大切です。
- ・第1項では、令和4年に全面開園した「イイナパーク川口」などの子どもが遊べる場や、児童館・児童センター、放課後児童クラブなど子どもが安心して過ごすことができる場の充実など、子どもの成長を支え、後押しするための環境づくりに取り組むことを規定しています。

- ・第2項では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ相談窓口など、子どもからの相談に直接対応するための体制の充実に取り組むことを規定しています。
- ・第3項では、非行防止のキャンペーンや通学路等の安全点検などを通じ、子どもが犯罪や交通事故、有害環境による被害を受けることなく、安全に成長できる環境づくりに取り組むことを規定しています。

(子どもの未来応援)

第11条 市は、子どもの育ちが自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養うための重要なものであることを認識し、家庭等の状況にかかわらず、すべての子どもに対して適切な教育の機会を確保し、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・子どもが大人に成長する過程において、自立的に生きる基礎を培うことはとても大切です。特に、勉強や友達との遊びなど、自分がやりたいことに取り組むことは重要です。通常大人が担うような家事や祖父母・弟妹の世話、家庭の経済状況などによりその時間が十分に確保できない子どもに対しては、必要な支援を行う必要があります。
- ・この条では、こうした認識のもと、子どもの生活・学習支援事業、家事援助、経済的支援等を通じて、いわゆるヤングケアラーに対する支援や子どもの貧困対策など、子どもの未来応援のための事業に取り組むことを規定しています。

(子どもの権利の侵害等への対応)

第12条 市は、児童虐待、いじめ、体罰その他身体的及び精神的な暴力が子どもの権利の侵害にあたり、決して行ってはならない行為であるということを認識し、当該行為の防止、又は早期発見に取り組むとともに、子どもの権利の侵害からの救済のために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・本市では、「児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」や「いじめを防止するためのまちづくり推進条例」を独自で制定し、児童虐待やいじめの問題に取り組んでいます。

- ・本条例では、それらに加えて、体罰その他子どもに対する身体的及び精神的な暴力が子どもの権利の侵害にあたるものと認識し、子どもの権利の侵害の防止、早期発見、救済に取り組む旨を規定しています。

(家庭・養育環境への支援)

第13条 市は、課題を抱えた家庭の支援のため、それぞれの状況に応じ、子どもだけでなくその保護者を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・家庭の状況によっては、子どもだけでなく保護者に対する支援を行わなければ、子どもが適切な育児、子育てを受けることができず、健やかに成長することができない場合があります。
- ・子ども向けアンケートの結果を見ても、自宅が安心できる場所になっていない場合には、子どもが「自分のことを好きでない」と感じる傾向にあります。また、小学生については、悩みごとを母親に相談する割合が高くなっています。
- ・この条では、子どもだけでなく、育児や子育てに関する課題を抱えた保護者、家庭に対する支援に取り組むことを規定しています。

(配慮が必要な子どもへの対応)

第14条 市は、障害のある子ども、発達に課題のある子ども、日本語の習得が十分でない子ども、孤立状態にある子どもなど、配慮が必要な子どもが健やかに育ち、学ぶことができるよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもが障害の有無、性別、国籍、経済状況、家族のかたち、性的指向及び性自認等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないよう、それぞれの状況に応じて必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- ・子どもの状況によっては、健やかに成長するため、例えば医療を含めた専門的ケアの提供、発達支援の充実、日本語教室の開催、不登校状態にある子どもへの支援など、必要な配慮を行う必要があります。
- ・第1項では、すべての子どもが健やかに成長できるよう、配慮が必要な子どもに対しては、その状況に応じた必要な配慮を行うことを規定しています。

- ・第2項では、子どもが障害の有無、性別、国籍、経済状況、家庭のかたち、性的指向及び性自認等を理由とした差別及び不利益を受けることが決してないよう、広報啓発や相談支援など必要な施策に取り組むことを規定しています。

第4章 施策の推進

(施策の推進体制)

第15条 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等の関係者は、前章に定める施策の推進にあたり、それぞれの責務又は役割を自覚し主体的に取り組むとともに、連携を図り協力して取り組むものとする。

【説明】

- ・子どもに関する施策に携わる人たちが、自分たちの責務や役割を認識し、連携していかなければならないことを規定しています。
- ・市には、第2条で規定したとおり、関係者同士の調整などを行う責務があります。

(施策の推進に関する計画)

第16条 市は、前章に定める施策を総合的に推進するための計画を定め、公表するものとする。

2 前項の計画は、市が策定する子ども・子育てに関する基本的な計画と一体のものとして定めることができるものとする。

【説明】

- ・この条例に規定する施策は多岐にわたることから、これらを効率的かつ効果的に進めるため、この条例に規定する施策の推進に関する計画を定める旨を規定しています。

(他の条例及び計画等との関係)

第17条 市は、川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例(平成25年条例第34号)、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例(平成28年条例第70号)その他子ども・子育て支援に関わる条例及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他子ども・子育て支援に関わる計画等と相互に関連させて子どもに関する施策の推進を図るものとする。

【説明】

- ・市が、この条例と、他の条例や計画による事業などを組み合わせて効果的に子どもに関する施策を行うことを規定しています。

(子ども等の意見の反映)

第18条 市は、子どもが意見を表明できる主体であることを認識し、第16条第1項の計画又は同条第2項の子ども・子育てに関する基本的な計画の策定にあたり、子どもの意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項のほか、子どもに関係する施策の推進にあたり、その施策の内容に応じ、子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

- ・子どもは年齢や発達段階に応じた意見を表明することができます。また、子どもに関する施策を推進する際には、第一に子どもの最善の利益が考慮されなければなりません。
- ・子ども向けアンケートの結果によると、家族等の大人に自分の考えを伝えている子どもは、将来の夢や目標を持つ割合が高い傾向にあります。
- ・こうした観点から、市がこの条例を推進するための計画や、子ども・子育てに関する基本的な計画を新たに定める際には、子どもの意見を反映することを規定しています。
- ・そのほか、子どもに関係する施策の推進にあたり、施策の内容に応じて子どもや保護者、市民、育ち学ぶ施設等の関係者、子どもに関する専門家、その他子育てに関係する人の意見を反映することを規定しています。

(広報及び啓発)

第19条 市は、この条例及び子ども・子育て支援に関する事業等について、子ども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設等の関係者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

【説明】

- ・市が、この条例や子ども・子育て支援に関する事業等について広く知ってもらい、関心と理解を深めてもらうための取組みを行うことを規定しています。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

- ・この条例の施行について必要なことは、市長が規則や要綱で別に定めることを規定しています。